

保健所の設備等に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

保健所の設備等に関する質問主意書

全國の保健所は八〇%がバラツクである。又出張するに自轉車もなく徒步である。自轉車を一ヶ所少くとも二台以上を支給する当然性を政府は知るべきであるが、処見を問う。

又保健所にレントゲンが九〇%以上も設備されていないが、政府は支給する考えがあるか、処見を問う。

右質問に対し答弁を要求する。